

役場からのお知らせ

役場からのお知らせ

介護保険料について

介護保険料は、現役時代（40～65歳）は健康保険の一部として納めますが、65歳になると健康保険と切り離され、その月から介護保険料という名前で町へ納めることがあります。健康保険では誕生日の前月までの計算になるので、「一重払い」になります。

介護保険料の徴収方法には、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

普通徴収は、年金受給額が年18万円以上受給している場合で、年金支払い日に支給額から大引きされます。

特別徴収は、年金受給額が年18万円以下の場合で、年金受給額が年18万円以上でも、次の場合は一時的に普通徴収になります。保険料は年金から天引きされず、納付書や口座振替で納めます。

〇年度途中で65歳になったとき。

〇年度途中で他市町村から転入してきたとき。

〇年度途中で年金の種類が追加されたり、所得段階や世帯が変更されたとき。

〇年金を担保に借入れをし、年金が一時差し止めになつたとき。

〇65歳になつた際、誕生日の属する月の下旬に、介護保険被保険者証と通知書をお送りします。納付書は翌月になります。

なお、介護保険料は前年の所得などによって決まりますので、収入申告の際にはお気を付けてください。

問い合わせ先 ▶ 住民課 介護保険班

後期高齢者医療の健康診査を受けましょ

【対象者】

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

※長期入院中の方、施設などへの入所者は対象外（すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられるため）

① アークの方には、受診券を事前送付します。

② 以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けられます。

アイ昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方

平成31年度（令和元年度）に健診を受けた方

① 以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けられます。

アマ生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

② 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

アム昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方

平成31年度（令和元年度）に健診を受けた方

① 以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けられます。

アイ昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方

平成31年度（令和元年度）に健診を受けた方

アム生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

② 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

アム昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方

平成31年度（令和元年度）に健診を受けた方

① 以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けられます。

アム生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

② 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

アム昭和19年4月1日～昭和2